

運用3（農業水利施設保全合理化事業）

第1 趣旨

農業水利施設保全合理化事業の運用については、制度要綱、交付要綱及び別紙3によるほか、この運用に定めるところによる。

第2 農山漁村地域整備交付金実施要領別紙2運用3の規定の準用

農山漁村地域整備交付金実施要領別紙2運用3の第1から第8までの規定並びに附則、別表、別記様式第1号から第15号までは、本事業について準用する。この場合において、これらの規定中、「別紙2」とあるのは「運用3の第2において準用する農山漁村地域整備交付金実施要領別紙2」と読み替え、「都道府県」とあるのは「沖縄県」と読み替え、「地方農政局長等」とあるのは、「内閣府沖縄総合事務局長」と読み替え、次表左欄に掲げる規定のうち同表中欄に掲げるものは、それぞれ同表右欄のように読み替えるものとする。

第2の3(5) イ	地方農政局長（北海道にあっては、国土交通省北海道開発局長。）	内閣府沖縄総合事務局長
第4の2の (1)のイの(イ)	地方農政局長等（北海道にあっては農村振興局長、その他の都府県にあっては地方農政局長をいう。以下同じ。）	内閣府沖縄総合事務局長
別記様式第10 号から15号ま で	地方農政局長等	内閣府沖縄総合事務局長 殿